

税務相談室

精算時課税制度の留意点

北海道医師会顧問税理士 留目 正

問い：相続時精算課税制度が新設されてから金融機関などより、『この制度を適用したら』というアドバイスがあります。しかし、贈与をした小生よりも先に贈与を受けた子供が死んだ場合など不安がたくさんあります。これらのことについて、何か良いアドバイスがありませんか。

お答え：相続時精算課税制度は、生前贈与について、受贈者の選択により、現行の贈与税制度に代えて、贈与時に贈与財産に対する贈与税を支払い、その後の相続時に、その贈与財産と合計した価額を基に計算した相続税額から、すでに支払ったその贈与税を控除することにより、贈与税・相続税を通じて納税するという制度です。

もちろん、2,500万円までは非課税ですし、その超えた部分に対しては20%の税率です。この制度を選択した受贈者（子）は、本制度に係る贈与者（親）からの贈与財産について贈与税の申告を行い、他の贈与者からの贈与財産と区分して、選択をした以後の各年にわたるその贈与者（親）からの贈与財産の価額の合計額を基に計算したこの制度に係る贈与税を支払うこととされています。

お尋ねのことについて、最近の通達を参考にしながら、次の二つについて内容を検討してみましょう。一つは、この制度の適用手続とその後の贈与についてです。もう一つは、贈与者よりも受贈者の方が先に死亡した場合の権利義務の承継範囲

についてです。

I 適用手続とその後の贈与

この制度の選択を行おうとする受贈者（子）は、その選択に係る最初の贈与を受けた年の翌年の2月1日から3月15日までの間に所轄税務署長に対して、その旨の届出書を贈与税の申告書に添付する必要があります。

『贈与により財産を取得した者が当該財産について相続時精算課税選択届出書をその提出期限までに提出しなかった場合には、相続時精算課税の適用を受けることができないのであるから留意する。(注) 提出期限までに相続時精算課税選択届出書の提出がなかった場合におけるゆうじょ規定は設けられていない。』(相続税基本通達21-9-3)

選択後は、どんな少額の贈与であっても、特定贈与者から贈与があれば、贈与税の申告が必要となることから、その贈与の時から何年経っていても、精算時にはすべての贈与財産を加算しなければならないことに留意して下さい。

なお、贈与者である父から贈与を受けた者が相続時精算課税制度を選択し、母などからの贈与については従来の暦年型分離課税（110万円非課税制度）を適用できることは当然です。

II 権利義務の承継範囲

相続時精算課税での相続税の納付義務の承継については、精算課税適用者（受贈者）である相続人が特定贈与者の死亡前に死亡した場合についての留意事項があります。

この場合、精算課税適用者の納税に係る権利・義務は、相続人の相続人（再承継相続人）に承継されますが、その再承継相続人の相続人には承継されません。(同通達21-17-1)

つまり、適用者の子が死亡した場合は孫には権利・義務が承継されますが、曾孫までは承継されず、納税義務はそこで消滅されます。

なお、精算課税適用者の相続人が2人以上ある場合の各相続人の承継する権利・義務の割合は、配偶者と子だけの場合はそれぞれ2分の1ずつ、相続人が特定贈与者である父と、母、適用者（受贈者）の配偶者である場合には、母と配偶者が承継し、その割合は母3分の1、配偶者3分の2となります。(同通達21-17-2)

北海道医報投稿にあたって（お願い）

◇情報広報部◇

北海道医師会では、会員の皆様からの原稿を募集しております。下記の要領をご留意のうえ、ご投稿くださいますようお願い申し上げます。

1. 原稿の締切

毎月1日発行：前月15日

2. 原稿の体裁と字数制限

- (1) 原則として横書きといたします。
- (2) 引用文以外は、すべて当用漢字、現代かなづかいを使用してください。
- (3) 誤字、脱字等は情報広報部において訂正いたします。
- (4) 1回の掲載紙面は、原則として2頁を限度とします。

医報1頁は医報用原稿用紙（22字×11行）6枚、または市販原稿用紙（20字×20行）で約3枚半です。パソコン等を利用の場合は、1行の文字数を22字で設定してください。医報1頁は

60行となります。

また、長文原稿および連載物は、情報広報部にて採否決定の上で分割掲載、掲載号等を決めさせていただきます。

- (5) できるだけメールまたはフロッピーディスクでお寄せください。

3. 原稿の採否決定

内容が掲載に支障があると判断した場合は、執筆者に訂正を求めるか、または掲載をお断りすることがあります。

4. ホームページへの掲載

特にお申し出のないかぎりホームページに掲載されますので、予めご了承ください。

連絡先：北海道医師会事業第二課

TEL011-231-1725 FAX011-252-3233

E-mail：ihou@office.hokkaido.med.or.jp

お知らせ

運転資金等各種融資制度の

パンフレットについて

◇医業経営・福利厚生部◇

記

医療機関において現在運転資金等の融資を受けることができる主な各種制度は下記のとおりです。

これらのパンフレット（概要）は各都市医師会に備えておりますので、ご希望の方は都市医師会または北海道医師会〔会員課〕(011-231-1434)へご連絡下さい。

◎パンフレットの種別

- 北海道医師会「特約融資制度」の概要
- 社会福祉・医療事業団「融資のごあんない」
- 国民生活金融公庫「融資のご案内」他1点
- 北海道「北海道の融資制度」